

2024年12月23日

各 位

会 社 名 東京海上ホールディングス株式会社  
代表者名 取締役社長 小宮 晓  
(コード 8766 東証プライム)  
問合せ先 グローバルコミュニケーション部 部長  
(東京海上日動火災保険株式会社広報部常駐)  
八幡 俊洋 (TEL 03-6704-4268)

(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「ID&E ホールディングス株式会社株式(証券コード: 9161)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の変更に関するお知らせ

東京海上ホールディングス株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、2024年11月19日付「ID&E ホールディングス株式会社株式(証券コード: 9161)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(以下「本公開買付開始プレスリリース」といいます。)において公表しましたとおり、ID&E ホールディングス株式会社(証券コード: 9161、株式会社東京証券取引所プライム市場、以下「対象者」といいます。)の株券等に対する金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を2024年11月20日より開始しております。

今般、2024年12月19日(現地時間)付で、ベルギー連邦間審査委員会から本公開買付けによる対象者株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)を承認することを決定する旨の通知が発出され、公開買付者が、2024年12月19日付で当該通知を受領したことに伴い、2024年11月20日付で提出いたしました公開買付届出書(以下「本公開買付届出書」といいます。)及びその添付書類である公開買付開始公告(以下「本公開買付開始公告」といいます。)の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するとともに、当該通知を添付書類に追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、本公開買付届出書の訂正届出書を2024年12月23日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、本公開買付開始プレスリリース及び本公開買付開始公告の内容を下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。

なお、本変更は、法第27条の3第2項第1号に定義される買付条件等の変更ではありません。

## 記

### I. 本公開買付開始プレスリリースの変更内容

本公開買付開始プレスリリースについて、以下のとおり変更いたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

### 2. 買付け等の概要

- (9) その他買付け等の条件及び方法  
② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(変更前)

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、(i)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けているこ

とが判明した場合、(ii)対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、金融庁長官から、保険業法第271条の22第1項に基づく承認を受けることができなかった場合、金融庁長官から当該承認を受けたが、当該承認に公開買付者が同意できない条件(保険業法第310条第1項に規定される条件をいいます。)が付されている場合若しくは公開買付期間の末日の前日までに当該承認が取り消され若しくは撤回された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

また、2022年11月30日付ベルギー協力協定に基づき連邦間審査委員会の審査が終了した旨の通知を受けられなかった場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(変更後)

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、(i)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、(ii)対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、金融庁長官から、保険業法第271条の22第1項に基づく承認を受けることができなかった場合、金融庁長官から当該承認を受けたが、当該承認に公開買付者が同意できない条件(保険業法第310条第1項に規定される条件をいいます。)が付されている場合若しくは公開買付期間の末日の前日までに当該承認が取り消され若しくは撤回された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

## II. 本公開買付開始公告の変更内容

### 2. 公開買付けの内容

#### (11) その他買付け等の条件及び方法

##### ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(変更前)

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、(i)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、(ii)対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、金融庁長官から、保険業法(平成7年法律第105号。その後の改正を含みます。)第271条の22第1項に基づく承認を受けることができなかった場合、金融庁長官から当該承認を受けたが、当該承認に公開買付者が同意できない条件(同法第310条第1項に規定される条件をいいます。)が付されている場合若しくは公開買付期間の末日の前日までに当該承認が取り消され若しくは撤回された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合と

して、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

また、公開買付者は、2022年11月30日付ベルギー協力協定（Cooperation Agreement）に基づき、連邦間審査委員会（Interfederal Screening Commission）に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する対内直接投資の事前届出を行う必要があります。連邦間審査委員会が本株式取得に対する対内直接投資に関する事前届出を受理した日の翌日から30日間（延長される場合があります。）以内に連邦間審査委員会から第二次審査が終了した旨の通知を受けた場合には、公開買付者は本株式取得を実行することができます。

公開買付期間の末日の前日までに、2022年11月30日付ベルギー協力協定に基づき連邦間審査委員会の審査が終了した旨の通知を受けられなかった場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかつた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(変更後)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、(i)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、(ii)対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、金融庁長官から、保険業法（平成7年法律第105号。その後の改正を含みます。）第271条の22第1項に基づく承認を受けることができなかつた場合、金融庁長官から当該承認を受けたが、当該承認に公開買付者が同意できない条件（同法第310条第1項に規定される条件をいいます。）が付されている場合若しくは公開買付期間の末日の前日までに当該承認が取り消され若しくは撤回された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかつた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

### III. その他

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は米国における手續及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)又は第14条(d)及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手續及び基準に沿ったものではありません。本資料及び本資料の参照書類の中に含まれる財務情報は米国の会計基準に基づくものではありません。公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として権利行使又は請求することができ

困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又は個人に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人若しくは個人又は当該法人の関連者(affiliate)について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、手段の記載がない限り、全て日本語において行われるものといたします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものといたします。

本資料又は本資料の参照書類の記載には、米国 1933 年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれております。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又は関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が達成されることを保証するものではありません。本資料又は本資料の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本日時点での公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

公開買付者及びその関連者、並びに公開買付者及び対象者の各財務アドバイザーの関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則 14e-5 (b) の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者又はその関連者の英文ウェブサイトにおいても英文で開示が行われます。

以上